

生活衛生企業再建資金

日本政策金融公庫 国民生活事業では、企業の再建を図る生活衛生関係の事業を営む方を対象とした「生活衛生企業再建資金」をお取り扱いしております。

POINT 1

振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方向けの融資制度です

POINT 2

ご利用にあたっては、生活衛生同業組合の長（組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます）が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要です

POINT 3

企業の再建を図るうえで必要となる運転資金が対象で、融資限度額は 7,200 万円、ご返済期間は 20 年以内です

生活衛生企業再建資金 概要

ご利用 いただける方	<p>振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者であって、次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 企業再建関連 次のいずれかの機関の関与の下で事業の再建を図る方 (1)株式会社整理回収機構 (2)中小企業活性化協議会(旧:中小企業再生支援協議会を含みます。) (3)株式会社地域経済活性化支援機構 (4)株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条に規定する産業復興相談センター (5)株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 (6)独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合 民間金融機関関連 適切な再生計画を策定し、取引金融機関の支援を受けて企業再生を図る方 認定支援機関関連 次のいずれかに該当する方 (1)認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいる方 (2)過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導および助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できる方 条件変更先関連 金融機関からの事業資金の借入について、弁済にかかる負担の軽減を目的とした条件変更を行っている方
資金の お使いみち	企業の再建を図るうえで必要となる運転資金
融資限度額	7,200万円
ご返済期間	20年以内[うち据置期間2年以内]
利率(年)	<ol style="list-style-type: none"> 「ご利用いただける方」の1に該当する方:特別利率 C 「ご利用いただける方」の2に該当する方:特別利率 A 「ご利用いただける方」の3に該当する方:特別利率 B 「ご利用いただける方」の4に該当する方:特別利率 A
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます

※ ご利用にあたっては、生活衛生同業組合の長(組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。)が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要です。

※ ご返済期間、担保の有無によって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧くださいか、お近くの支店へお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル
(行こうよ! 公庫)
0120-154-505
※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。



日本政策金融公庫
国民生活事業